

第8回 熊本市教育行政審議会 次第

令和6年(2024年)7月8日(月) 9時30分～12時30分

熊本市教育センター4階 大研修室

1 開会

2 協議Ⅰ

(1) 市における不登校の状況

～B班・C班、グループ協議会場へ移動～

(2) グループ協議

【事例4】不登校となった児童への対応

(様々な不安から不登校となった児童への対応)

【事例5】不登校となった生徒への対応

(複数の原因が絡み合って不登校となった生徒への対応)

～休憩・B班・C班、4階大研修室へ移動～

(3) グループからの発表

(4) 全体会によるまとめ

3 協議Ⅱ

(1) 最終答申に向けての問題点の整理について

(2) 教職員・こどもへの意見聴取の課題について

4 諸連絡

5 閉会

第8回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和6年(2024年)7月8日(月)9:30～

場所:熊本市教育センター 4階 大研修室

熊本大学教育学部長
大学院教育学研究科長
藤田 豊 委員

熊本学園大学社会福祉学部教授
子ども家庭福祉学科長
出川 聖尚子 委員

医療法人横田会
向陽台病院院長
比江島 誠人 委員

保護者
西村 則子 委員

【オンライン】
日本大学文理学部教授
未富 芳 委員

【オンライン】
東北大学大学院教育学研究科教授
青木 栄一 委員

報道用カメラエリア

報道関係者・

傍聴者

熊本市立楠中学校長
平生 典子 委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西 茂 委員

公募委員
上田 心結 委員

名古屋市教育長
坪田 知広 委員

リ・スタートくまもと代表
富永 智子 委員

熊本市教育委員
村田 槇 委員

弁護士
村田 晃一 委員

公募委員
森 博子 委員

日本体育大学大学院
体育科学研究科教授
南部 さおり 委員

熊本市立託麻南小学校長
白石 和弘 委員

【グループ協議時の会場】
B班:3階第1研修室
C班:3階第2研修室

(事務局)

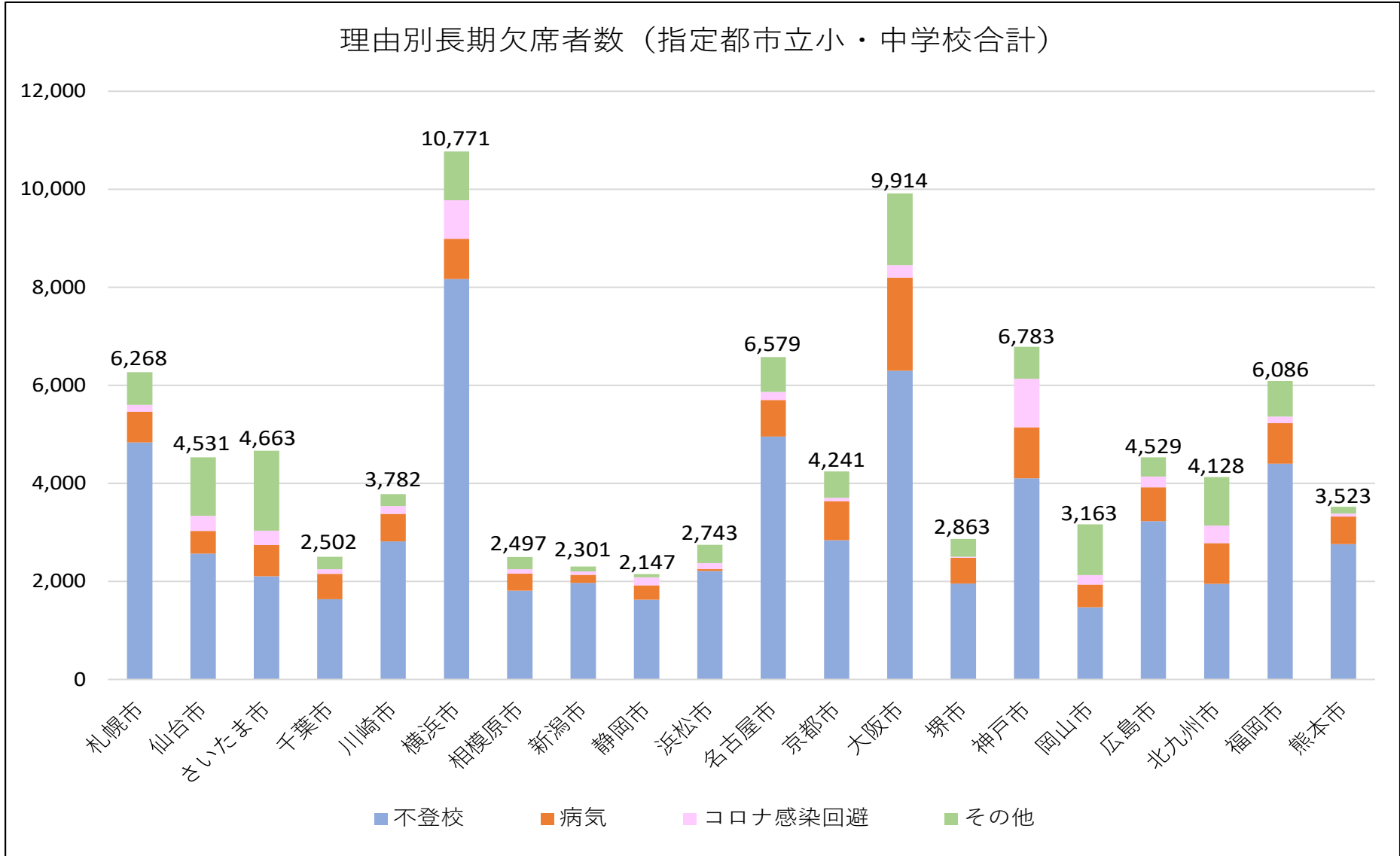
熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	○
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○ オンライン
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授	○ オンライン
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	○
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	○
10	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト・星槎大学客員教授	○
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 楨	熊本市教育委員	○
12	保護者代表	西村 則子	保護者	○
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	白石 和弘	熊本市立託麻南小学校長	○
15	公募委員	森 博子	公募委員	欠席
16	公募委員	上田 心結	公募委員	○

令和4年度 理由別長期欠席者数（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

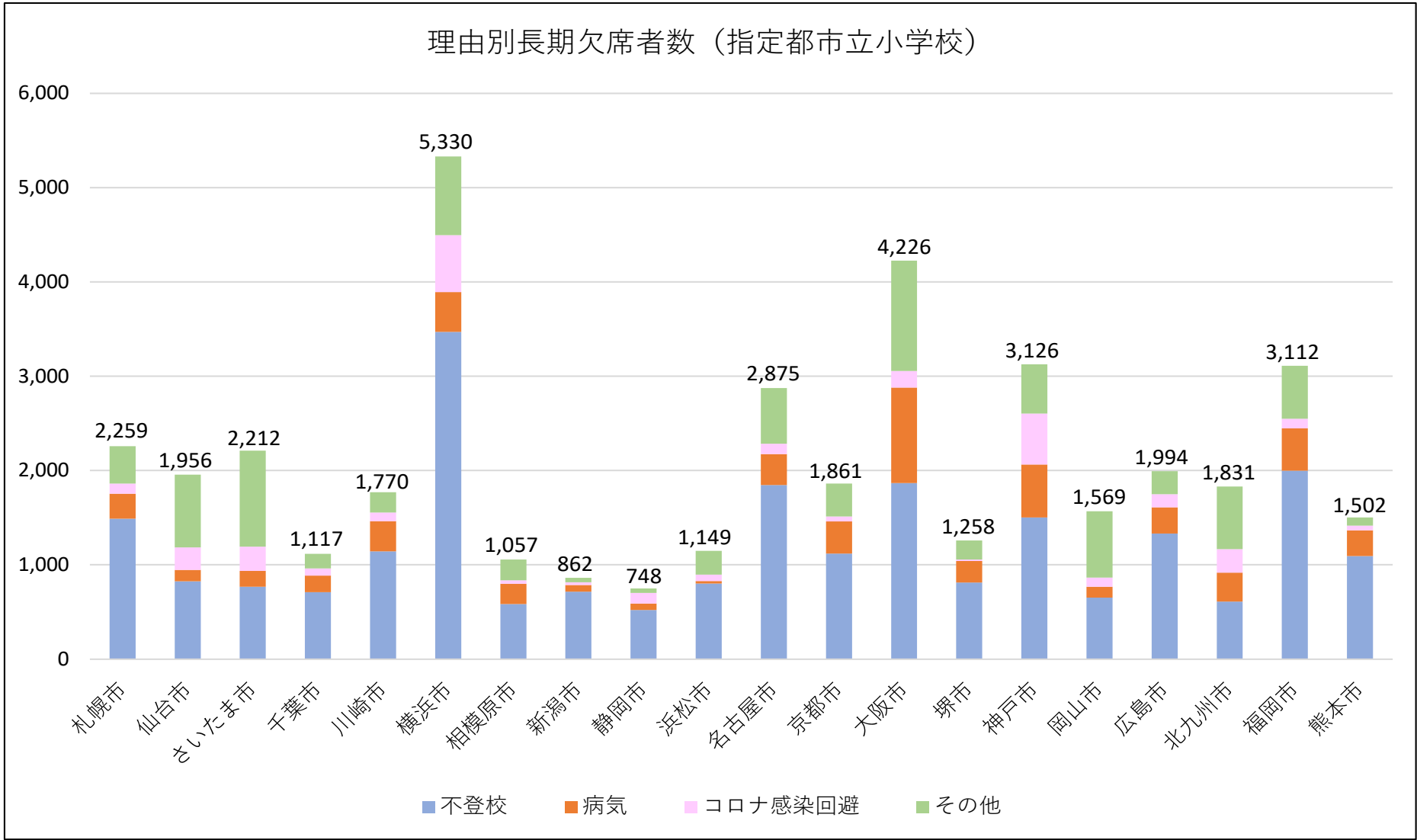
④指定都市別 【合計（指定都市立小・中学校）】

		理由別長期欠席者数								
						病気 (人)	新型コロナ ウイルスの 感染回避 (人)	経済的理由 (人)	その他 (人)	計 (人)
		不登校 (人)	うち、90日 以上欠席して いる者 (人)							
				うち、出席日 数が登校10 日以下の者 (人)	うち、出席日 数が登校0 日の者 (人)					
1	札幌市	4,836	2,996	713	200	623	142	0	667	6,268
2	仙台市	2,567	1,525	233	40	460	309	0	1,195	4,531
3	さいたま市	2,103	1,333	277	79	637	294	0	1,629	4,663
4	千葉市	1,637	897	147	49	517	94	0	254	2,502
5	川崎市	2,816	1,632	346	113	559	159	0	248	3,782
6	横浜市	8,170	4,545	857	247	819	784	0	998	10,771
7	相模原市	1,811	1,050	187	60	346	90	0	250	2,497
8	新潟市	1,967	1,001	220	63	168	66	0	100	2,301
9	静岡市	1,626	982	230	58	295	162	0	64	2,147
10	浜松市	2,210	1,280	198	39	42	117	0	374	2,743
11	名古屋市	4,953	2,546	487	180	749	162	1	714	6,579
12	京都市	2,839	1,696	312	104	797	68	0	537	4,241
13	大阪市	6,296	3,820	935	300	1,901	254	0	1,463	9,914
14	堺市	1,955	1,121	258	74	527	21	0	360	2,863
15	神戸市	4,104	2,146	412	85	1,037	991	0	651	6,783
16	岡山市	1,473	947	231	59	461	193	0	1,036	3,163
17	広島市	3,229	1,657	339	103	690	220	0	390	4,529
18	北九州市	1,946	1,304	244	79	834	357	0	991	4,128
19	福岡市	4,400	1,788	249	54	826	138	0	722	6,086
20	熊本市	2,760	1,445	297	91	561	61	0	141	3,523
	計	63,698	35,711	7,172	2,077	12,849	4,682	1	12,784	94,014



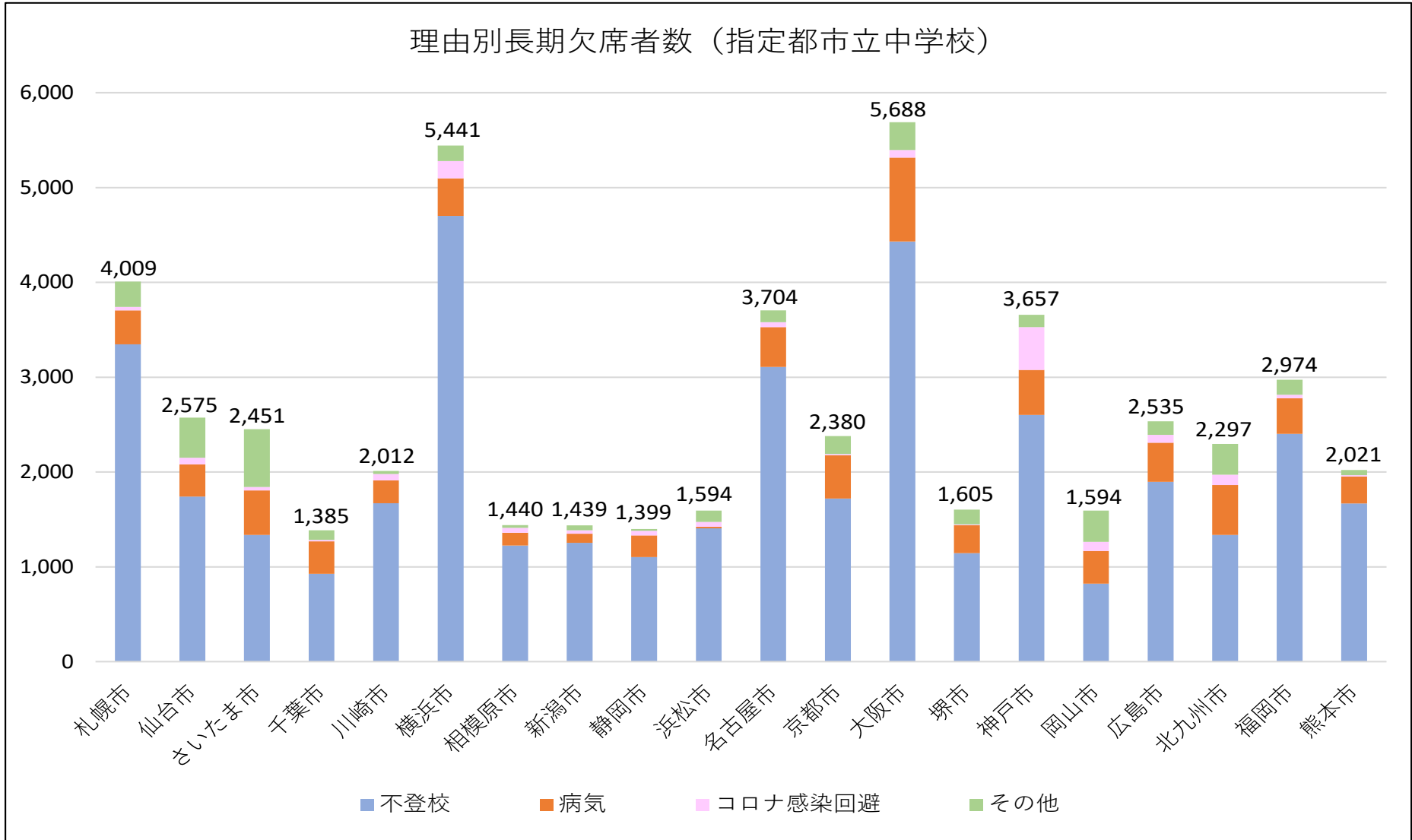
⑤指定都市別【指定都市立小学校】

		理由別長期欠席者数								
		不登校				病気	新型コロナ ウイルスの 感染回避	経済的理由	その他	計
			うち、90日 以上欠席して いる者							
				うち、出席日 数が登校10 日以下の者	うち、出席日 数が登校0 日の者					
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
1	札幌市	1,489	871	217	79	266	106	0	398	2,259
2	仙台市	825	412	67	24	121	239	0	771	1,956
3	さいたま市	767	432	68	24	168	257	0	1,020	2,212
4	千葉市	709	318	42	23	176	77	0	155	1,117
5	川崎市	1,144	553	112	46	318	93	0	215	1,770
6	横浜市	3,469	1,616	274	101	423	603	0	835	5,330
7	相模原市	585	274	64	28	213	38	0	221	1,057
8	新潟市	714	282	43	13	71	31	0	46	862
9	静岡市	522	245	43	14	67	112	0	47	748
10	浜松市	803	394	48	12	26	67	0	253	1,149
11	名古屋市	1,845	766	150	57	329	110	1	590	2,875
12	京都市	1,119	543	103	42	341	54	0	347	1,861
13	大阪市	1,866	966	215	83	1,015	175	0	1,170	4,226
14	堺市	811	352	57	24	230	14	0	203	1,258
15	神戸市	1,502	636	104	19	562	541	0	521	3,126
16	岡山市	651	346	74	13	116	97	0	705	1,569
17	広島市	1,333	528	88	35	278	137	0	246	1,994
18	北九州市	610	311	68	27	308	248	0	665	1,831
19	福岡市	1,997	584	71	23	451	102	0	562	3,112
20	熊本市	1,092	466	119	57	274	49	0	87	1,502
		23,853	10,895	2,027	744	5,753	3,150	1	9,057	41,814

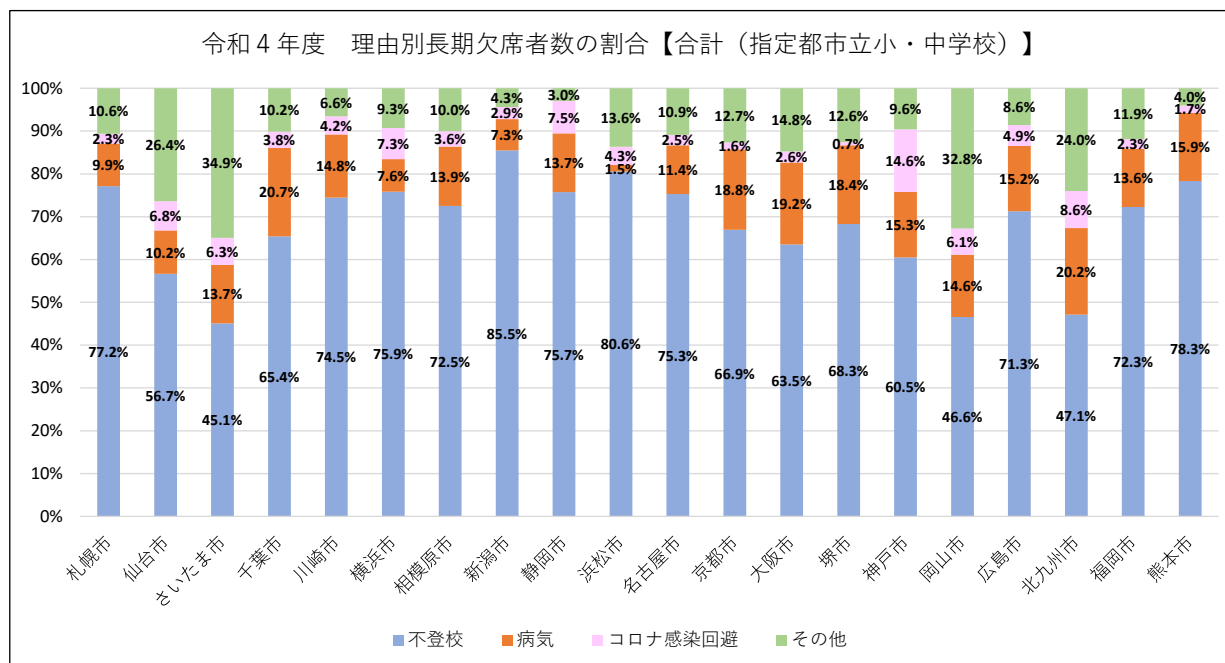


⑥指定都市別【指定都市中学校】

		理由別長期欠席者数								
						病気 (人)	新型コロナ ウイルスの 感染回避 (人)	経済的理由 (人)	その他 (人)	計 (人)
		不登校 (人)	うち、90日 以上欠席して いる者 (人)	うち、出席日 数が登校10 日以下の者 (人)	うち、出席日 数が登校0 日の者 (人)					
1	札幌市	3,347	2,125	496	121	357	36	0	269	4,009
2	仙台市	1,742	1,113	166	16	339	70	0	424	2,575
3	さいたま市	1,336	901	209	55	469	37	0	609	2,451
4	千葉市	928	579	105	26	341	17	0	99	1,385
5	川崎市	1,672	1,079	234	67	241	66	0	33	2,012
6	横浜市	4,701	2,929	583	146	396	181	0	163	5,441
7	相模原市	1,226	776	123	32	133	52	0	29	1,440
8	新潟市	1,253	719	177	50	97	35	0	54	1,439
9	静岡市	1,104	737	187	44	228	50	0	17	1,399
10	浜松市	1,407	886	150	27	16	50	0	121	1,594
11	名古屋市	3,108	1,780	337	123	420	52	0	124	3,704
12	京都市	1,720	1,153	209	62	456	14	0	190	2,380
13	大阪市	4,430	2,854	720	217	886	79	0	293	5,688
14	堺市	1,144	769	201	50	297	7	0	157	1,605
15	神戸市	2,602	1,510	308	66	475	450	0	130	3,657
16	岡山市	822	601	157	46	345	96	0	331	1,594
17	広島市	1,896	1,129	251	68	412	83	0	144	2,535
18	北九州市	1,336	993	176	52	526	109	0	326	2,297
19	福岡市	2,403	1,204	178	31	375	36	0	160	2,974
20	熊本市	1,668	979	178	34	287	12	0	54	2,021
	計	39,845	24,816	5,145	1,333	7,096	1,532	0	3,727	52,200

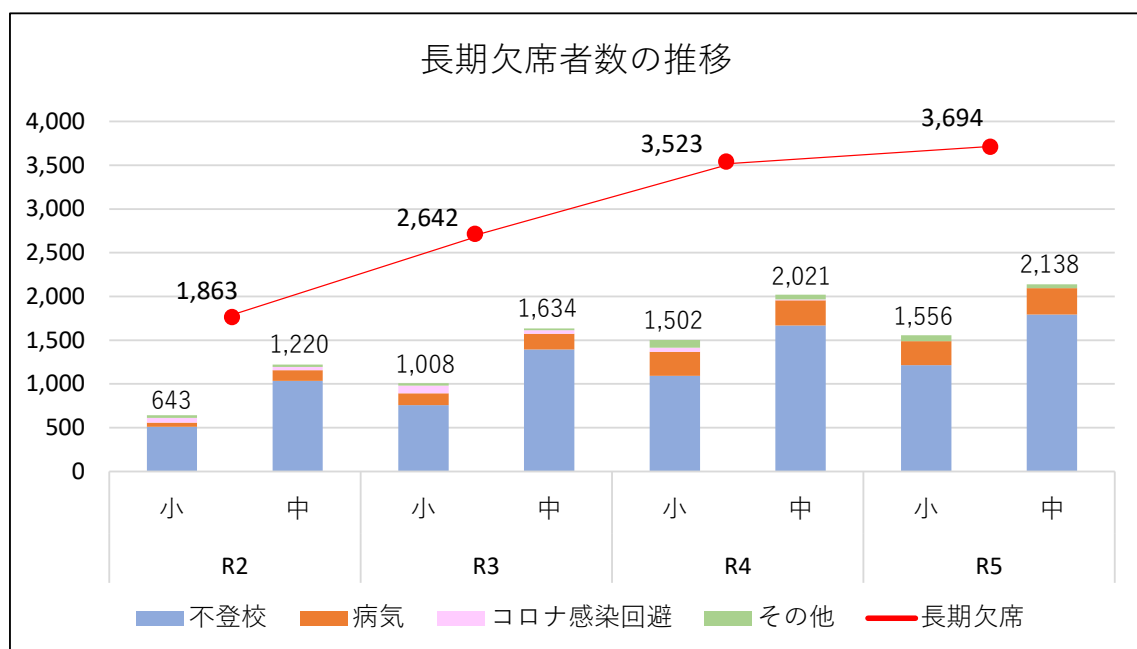


令和４年度 理由別長期欠席者数の割合



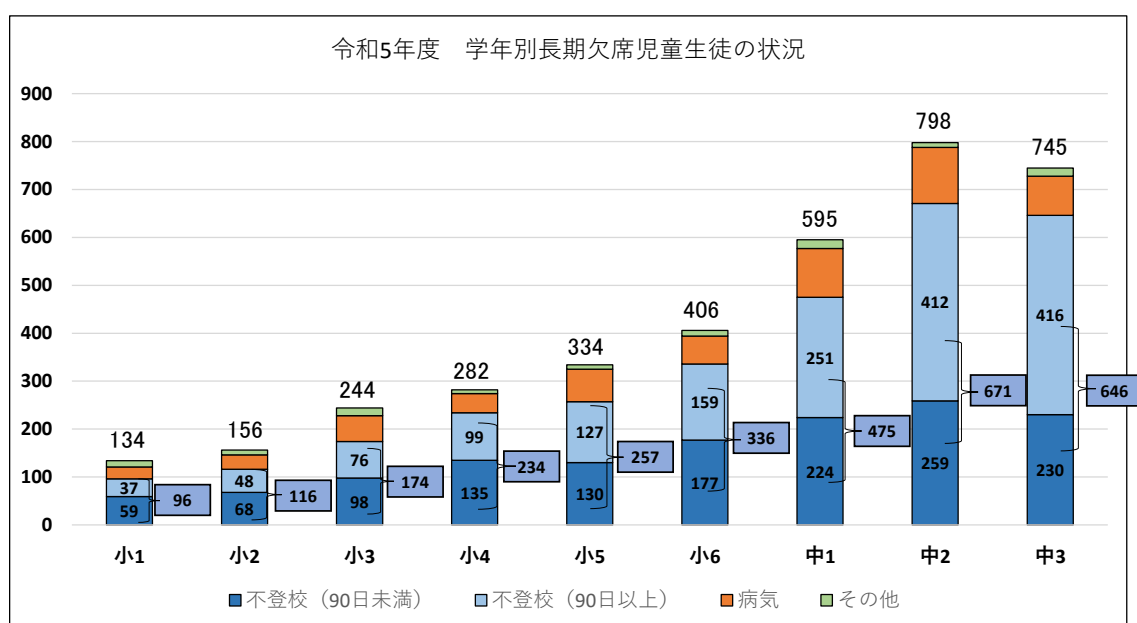
長期欠席児童生徒の状況について

	R2		R3		R4		R5	
	小	中	小	中	小	中	小	中
不登校	508	1,034	757	1,395	1,092	1,668	1,213	1,792
病気	49	121	136	179	274	287	275	301
コロナ感染回避	53	38	87	40	49	12		
その他	33	27	28	20	87	54	68	45
計	643	1,220	1,008	1,634	1,502	2,021	1,556	2,138
長期欠席	1,863		2,642		3,523		3,694	



令和5年度 学年別長期欠席児童生徒の状況

R5°	不登校			病気	経済的理由	その他	合計
		50日以上	90日以上				
小1	96	61	37	25	0	13	134
小2	116	75	48	30	0	10	156
小3	174	118	76	54	0	16	244
小4	234	162	99	40	0	8	282
小5	257	197	127	68	0	9	334
小6	336	242	159	58	0	12	406
小計	1,213	855	546	275	0	68	1,556
中1	475	378	251	102	0	18	595
中2	671	570	412	117	0	10	798
中3	646	546	416	82	0	17	745
中計	1,792	1,494	1,079	301	0	45	2,138
合計	3,005	2,349	1,625	576	0	113	3,694



学年別不登校児童生徒数の変化と35人学級導入年度

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
H25年度	10	9	8	29	<u>33</u>	<u>55</u>	147	<u>171</u>	<u>215</u>
H26年度	5	14	21	32	<u>48</u>	<u>51</u>	147	<u>220</u>	<u>210</u>
H27年度	9	7	29	33	<u>40</u>	<u>58</u>	174	<u>215</u>	<u>232</u>
H28年度	15	29	30	47	<u>59</u>	<u>56</u>	198	<u>250</u>	<u>276</u>
H29年度	7	16	32	47	<u>66</u>	<u>77</u>	208	<u>313</u>	<u>271</u>
H30年度	22	20	35	65	<u>96</u>	<u>118</u>	244	<u>322</u>	<u>374</u>
R1年度	28	36	49	88	<u>113</u>	<u>119</u>	286	<u>322</u>	<u>322</u>
R2年度	51	41	71	80	<u>119</u>	<u>146</u>	312	<u>375</u>	<u>347</u>
R3年度	63	82	100	135	<u>165</u>	<u>212</u>	419	<u>502</u>	<u>474</u>
R4年度	74	129	152	190	258	<u>289</u>	492	<u>561</u>	<u>615</u>
R5年度	96	116	174	234	257	336	475	<u>671</u>	<u>646</u>
35人学級 導入年度	H15	H16	H18	H19	R4	R5	H21		

※太字の人数は35人学級導入後、斜体の人数は40人学級時のもの

令和6年度6月長期欠席児童生徒報告(4月からの欠席日数が20日を超える児童生徒の報告)

[illegible]

児童(生徒)の掲載順は、欠席日数が20日を超えた児童(生徒)について学校からの報告順で掲載

凡例等

氏名欄がピンク: どこにもつながっていない児童(生徒)で欠席日数が6月期時点で50日以上の場合

氏名欄がグリーン: どこにもつながっていない児童(生徒)で欠席日数が6月期時点で30日以上の場合

氏名欄がページ：どこにもつながっていない児童(生徒)で週1回程度以上、児童(生徒)への相談や指導等を行えている場合

●:本年度支援を受けたもの

★:指導要録上出席扱いの措置につながったもの

【事例4・5(不登校への対応)における協議の視点】

1 仕組みや基準に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例 該当部分	
		事例 4	事例 5
【協議の視点①】 「児童生徒への支援」に関する仕組み や基準	一斉授業やみんなと同じ学びをすることに抵抗を覚える児童生徒に対してどのように対応するべきか。	課題 24	課題 24
	不登校の原因はさまざまであるが、その児童生徒一人一人に担任等はどこまで対応するべきか。	課題 25	
	学校のルールや雰囲気などが原因で不登校になる場合、学校はどのような体制をとるべきか。	課題 26 27	課題 26 27
【協議の視点②】 「学校の支援体制」に関する仕組みや 基準	不登校にならないため、また、教室に入れるようになるために別室を準備しているが、どこまで対応するべきか。		課題 28
	不登校児童生徒の家庭連絡、家庭訪問について、担任等の負担を考えるとどこまで行うべきか。また、どのように行うべきか。	課題 29	
【協議の視点③】 「保護者への支援」に関する仕組みや 基準	児童生徒が不登校になったことで家庭環境が変化したことに対してどこまで対応するべきか。	課題 30	課題 30
	担当する児童生徒が不登校になったことで、様々な不安や悩みを持つ保護者にどう対応するべきか。	課題 31	課題 31
【協議の視点④】 「学びの多様化学校(不登校特例校)」に関する仕組みや基準	フリースクール等、学校ではない学校外の施設に登校している児童生徒が学齢相当の教育課程を修了できていない問題に対して学校はどこまで対応するべきか。		課題 32

2 組織に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例 該当部分	
【協議の視点⑤】 関係機関との連携・ サポート体制の在り 方	学校が直接会うことができない(会わせてもらえない)児童生徒への対応はどうすべきか。		課 題 33
	学校外の施設に通学したいが、経済的理由で通えなかったり、交通手段がなかったりする家庭にどのように対応すべきか。	課 題 34	課 題 34
【協議の視点⑥】 進路保障、フリース クール等との連携	不登校児童生徒がフリースクール等、学校外の施設に登校しているが、その学びを正確に評価する仕組みはどうあるべきか。		課 題 35
	どこにもつながっていない不登校児童生徒に対する評価や進路保障をどうすればよいか。		課 題 36

協議の視点①「児童生徒への支援」に関する仕組みや基準に関連する課題

【課題24】

教育委員会 の対応	学校の授業は、みんなが同じ学習内容を同じペースで同じ方法を用いて実施をすることが多いが、その事に違和感を覚えて不登校になる児童生徒がいるものの、対応策(有効手段)がなく対応に苦慮している。
課題点	学習支援員・不登校サポーターの増員、通級指導教室の拡充、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の充実が必要である。
考えられる 改善点	○授業の中で個別最適な学びを取り入れていくことで、現在の授業に違和感を感じている児童生徒も、自分にあった学習内容や方法、学ぶペースを選ぶことができるようにする。

【課題25】

教育委員会 の対応	読み、書き、計算などができない、音(教室のザワザワや大きい音)や人の視線が気になって教室での一斉授業がとてもつらいと感じ、教室に居づらい児童生徒がいる。担任(担当)の先生方は一人一人のことを考えながら授業を進めておられるが、その子たちのニーズの把握や個別の対応は、担任(担当)一人では無理な状況である。
課題点	学習支援員・不登校サポーターの拡充、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置、通級指導教室の拡充が課題である。 専門家の配置として、SC、SSWの配置増が必要である。例えば、各中学校区に少なくとも1人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置し、サポート体制を強化する必要がある。 担任(担当)一人による一斉指導の限界を感じる。(個別最適な学びを行えば解決するのか疑問である。)
考えられる 改善点	○先生が、学級の児童生徒に対して一斉に指導して、同じように力をつけていくことを無理やりしないようにする。 ○児童生徒に、いろいろな人たちがいること(いてよいこと)を教える。 ○学校以外の学びの場を増やす。 ○学びの多様化学校(不登校特例校)をつくる。 ○各学校に児童が悩みを相談できる SC(心のサポート相談員)を常駐させ、SC は、担任(担当)と常に話をして、児童が学習し易い(学校に居易い)環境づくりを支援する。 ○学級や学年を複数の先生たちで担当するようにする。 ○学びの定着度合いや特性によっては特別支援学級との連携を考える。

【課題26】

教育委員会の対応	規律を重視する学校の雰囲気や、競争する状況(他者との比較の場)が多い中で、他者を受け入れづらくなり、児童たちが息苦しさや居心地の悪さを感じたり、自己肯定感が低下したりして、それが不登校などの問題につながっており、対応に苦慮している。
課題点	教育支援センター(フレンドリー)や校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の拡充や、フリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制づくりが課題である。 児童生徒や保護者に対し、教育支援センター(フレンドリー)やフリースクール等の学校以外の学びの場を選択することに拒否反応を示す保護者もあり、どのように周知すればよいのか。
考えられる改善点	○教師が「児童たち一人一人が有能な学び手である」という認識をもち、その子に応じた学び方や学ぶスピードを許容するような心持ちでいることで学校の雰囲気を変える。 ○児童の可能性を信じる、任せて待ってみるなど、教師のマインドセットを変えるための情報発信をする。 ○学びの多様化学校(不登校特例校)の設置を検討する。

【課題 27】

教育委員会の対応	児童生徒やその保護者から、校則に対する不満や苦情、疑問等が上がってきて、それが原因で学校に行きたくないというケースも見られ、対応に苦慮している。
課題点	外部専門家による学校への助言、学校以外の機関による保護者対応、専門家の配置が課題である。また、教育委員会と児童の権利サポートセンター間で、相談内容や相談対応状況を円滑に情報共有できるような連携体制を構築する必要がある。
考えられる改善点	○校則の見直しの目的や内容について、児童生徒や保護者、教職員、地域に対して周知するとともに、各学校が積極的に取り組むことで、児童生徒が学校づくりの当事者であるという意識を持たせる。 ○「児童の権利条約」及び「児童基本法」の基本理念を児童生徒、保護者及び教職員に周知することで、意見表明の場の確保やその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを共通理解し、児童生徒の意見を尊重した学校づくりを進める。

協議の視点②「学校の支援体制」に関する仕組みや基準に関連する課題

【課題 28】

教育委員会の対応	教室以外の別室に通う児童生徒の学習スタイルは、自習が中心となってしまう、学力が向上せず、教室に戻ることもできないし、別室に通うことも難しくなってしまうケース(本格的な不登校)への次の対応が難しい。
課題点	別室で授業を教える先生がいない。 学力や社会性を育む場がない。
考えられる改善点	○学習支援員・不登校対策サポーターの配置増、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の充実を図る。 ○不登校等対策サポーターの配置増と運営方法についての共通理解を進める。

【課題 29】

教育委員会の対応	各クラスに不登校児童生徒が複数名おり、特に不登校対策サポーターも配置されていない学校では、家庭連絡、家庭訪問等担任だけでは追いつかない状況があり、対応に苦慮している。
課題点	専門家の配置、SC、SSWの配置増が求められている。 学習支援員、不登校対策サポーターの拡充が必要である。 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)設置の必要がある。
考えられる改善点	○各中学校区に少なくとも一人の常駐SCやブロックごとに複数のSSWを配置し、サポート体制を強化する。 ○不登校対策サポーターを全学校へ拡充する。 ○不登校生徒の連絡を専門に行う職員、または、担任がかかわる時にクラスを見る職員が必要である。

協議の視点③「保護者への支援」に関する仕組みや基準に関連する課題

【課題 30】

教育委員会 の対応	不登校児童生徒を持つ保護者の中には、仕事に行くことができなくなったり、仕事の時間が短くなったりして、経済的にも困窮し、貧困の連鎖につながる場合もあり、教育面からの対応だけでは難しい。 また、不登校のため学校で健康診断を受けることができず、校医やかかりつけ医等にもかかれない児童生徒への対応が難しい。
課題点	関係機関(児童相談所、SC、SSW、保健師、児童の権利サポートセンター等)との連携の在り方、保護者への支援体制を整える必要がある。
考えられる 改善点	○行政の経済的・個別的な支援を検討する。 ○かかりつけ医等で健康診断を受けた場合、行政が費用の支援をする制度を構築する。

【課題 31】

教育委員会 の対応	不登校児童生徒の保護者は、不安や悩み等相談や共有できる場(保護者が集う場)を行政で対応してほしいとの要望があり、どのように対応すればよいか苦慮している。
課題点	SC、SSWの配置を増やす。各中学校区に少なくとも一人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置し、サポート体制を強化する必要がある。 保護者への支援として、保護者自身が学び、情報を共有する機会を設定する必要がある。
考えられる 改善点	○教育支援センター(フレンドリー)主導で、保護者向けの学習会や不登校生の親の集いを開催する。

協議の視点④「学びの多様化学校(不登校特例校)」に関する仕組みや基準に
関連する課題

【課題32】

教育委員会 の対応	フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の多くが社会的自立に向けた支援を受けている一方で、学習指導要領に則った教育課程は修了していないという現実があり、対応に苦慮している。
課題点	フリースクール等での学びの把握が難しい場合がある。
考えられる 改善点	○フリースクール等との連携強化を図る。 ○教育センターを中心にオンデマンド授業の開設を検討する。 ○特別の教育課程で学ぶことができる、学びの多様化学校(不登校特例校)の設置を検討する。

協議の視点⑤関係機関との連携・サポート体制の在り方に関する課題

【課題 33】

教育委員会 の対応	学校が何度も家庭訪問をしても、児童生徒本人と直接会うことができない（親の意向で会わせない、親も顔を出さない）ケースがあり、対応に苦慮している。 不登校となった児童生徒を家に放置し、全く支援を行わない家庭がある。学校や担任等との接触を避ける家庭（保護者）への個別対応に苦慮している。
課題点	児童生徒の状況（生存を含む）がわからない。つなげることもできない。 専門家の配置が十分でなく、児童相談所や児童権利サポートセンター等との連携による保護者対応も不十分な状況である。
考えられる 改善点	OSC、SSWの配置増に向けて、各中学校区に少なくとも1人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置する。 ○ケース会議を開いて関係機関との連携・役割分担を行い、教育面だけでなく福祉面でのサポート体制をつくる。

【課題 34】

教育委員会 の対応	教育支援センターに通いたくても、保護者の送迎が難しく通うことができない児童生徒がいる。また、フリースクール等に通いたくても（または保護者が通わせたくても）経済的な理由で通うことができない家庭もあり、その対応に苦慮している。
課題点	教育支援センターやフリースクール等への通所費の助成、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置、ブロックごとの教育支援センターの整備、関係機関（児童相談所、SC、SSW、児童の権利サポートセンター等）との連携の在り方等の課題が多い。
考えられる 改善点	○教育支援センターに通う児童生徒を対象としたスクールバスを配置する。 また、フリースクール等への通所費等の助成公的支援を検討する。

協議の視点⑥進路保障、フリースクール等との連携に関する課題

【課題35】

教育委員会の対応	不登校が原因でフリースクール等の民間施設に通っている児童生徒について、適切に評価がされていないという課題が報道された。そのため、フリースクールで学んだ材料の中で、在籍校の教育課程に照らし適切に評価できる材料については評価していくよう通知文を出したが、教職員への負担増とならないか。
課題点	・評価に係るフリースクール等との連携 →在籍校はフリースクール等の民間施設で学習したもの(ワークシートやノート、ペーパーテスト、実技テストの動画、成果物等)の中で、学校の学習計画等に照らし評価できるものは適切に評価していくことを児童生徒及び保護者に伝える。そして評価材料等への提供への協力を求める。 連携をすることによる先生方の負担が増えるのではないか。
考えられる改善点	○全体の評価材料や方法を具体的にしていくのではなく、当該在籍校とフリースクールの連携をより密にし、評価についての共通理解を深めていくことが重要であることを啓発していく。

【課題36】

教育委員会の対応	不登校生徒が公立高校を受検する際、実力があっても(授業を受けていないため)評定が低く、受検が不利になるケースがあり、本市だけでの対応には限界がある。
課題点	「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」の在り方検討(県教委との協議も含めて)が必要である。
考えられる改善点	○学校からの評定を入試の選考材料にしない入試枠を設ける。(自己推薦書と入試の結果で判断する等)

【事例4】「様々な不安から不登校になった児童への対応」

初めて新1年生の担任になる

4月、小学校勤務経験2年目で30代後半のA教諭は、小学1年生を担当することになった。低学年担任は初めてであり、不安なスタートであったが、同学年の教職員と共にこどもたちを迎える準備をした。

A教諭は、こども園で働いている母親の勧めもあり、大学では小学校免許以外に、幼稚園免許と保育士資格も取得した。就学前教育や「ホープロblem」の問題にも関心があり、卒業研究では「スタートカリキュラム」をテーマにした教育実践を取り上げていた。

大学卒業後は、地元の関西で幼稚園教諭を10年経験した後、結婚を機に熊本で小学校教諭となった。初任者研修や幼小中連携研修会等で幼稚園を訪問することもあり、幼小連携や接続の大切さについても十分理解していた。

入学式の日、新入生代表として立派なあいさつをしたB児童と初めて出会った。母親であるC保護者は、幼稚園の保護者会役員を務めるなど教育熱心で、「家でも練習させましたが、大勢の前であいさつができるかとても心配していました。」と話された。A教諭は、「新1年生と思えないくらい堂々として素晴らしかったですね。」と返した。そのやりとりから、こどもに丁寧にかかわってこられた様子が伝わってきた。

A教諭は、学年主任と共に入学前の幼稚園担任との情報交換の記録や、園から送られてきた幼児指導要録にも目を通した。B児童については、「友達関係も良好で運動が得意、昆虫や生き物が大好きで活発なこども」と書かれていた。

周りの教職員との関係

A教諭は、昨年度は初任者として4年生を担当していた。幼児教育の取組から学んだ「こどもの自主性」を大事にしながら、こどもに寄り添ったかかわりを心掛けてきた。しかし、周りの教職員からは「教室全体が落ち着かない雰囲気だ。」「こどもたちが自由をはき違えている。」「放任と言われても仕方ない。」「もう少し厳しく指導すべき。」「幼稚園と小学校の違いがわかっていない。」との声が聞こえていた。

2学期に入った頃から、数人の落ち着かない子どもたちが立ち歩くようになったことをきっかけに、初任者研修指導教員も一緒に学級に入って指導に当たる対応を取った。その結果、A教諭は周りの教職員の支援を受けながら、どうにか3学期まで学級担任を続けることができたという経緯がある。

校長は、A教諭のこどもたちへの丁寧なかかわりは認めつつも、2年目は本人が自信をなくさないようにしようと本人の希望も聞いて、低学年指導のベテラン担任と組ませて指導でき、在籍数の少ない1年生を担当させることにした。

A教諭は、幼稚園での経験を生かせる低学年の希望だったことや、大学時代に学んだ「スタートカリキュラム」の取組ができることもあり、こどもたちとの生活を楽しみにしていた。

入学後の1か月

A教諭が担任することになった子どもたちは、市内の各区の幼稚園・保育園・こども園合わせて20数園から入学している。B児童は、校区内にある小規模の幼稚園から入学してきたが、C保護者によるとずっと仲良しだった同じ幼稚園出身の友達と同じクラスになれなかったことを少し気にしているということだった。

入学後、1年担任は初めての小学校生活に慣れていない子どもたちに対して、まず学校のきまりや約束ごとを指導することに終始することになる。幼児教育から小学校教育への円滑な移行を目指す「スタートカリキュラム」は作成されていても、こどもたちを早く学校生活に馴染ませようと各担任は必死であった。A担任も、最初は「スタートカリキュラム」にある授業計画に沿って進めようとしても、日々のこどもたち同士のトラブル対応に追われる毎日であった。隣のクラスの子どもたちは、整然として授業を受けているのに対して、自分のクラスには落ち着きがないこどもたちが集まっているのではないかと感じるようになった。

運動会の練習が始まって

5月初め、運動会に向けての練習が始まった頃、A教諭はもともと活発なはずのB児童の様子が気になり始めた。B児童は、周りに元気のいいこどもたちに囲まれてはいるが、特に他のこどもとのトラブルがあるわけでもない。授業中、手を挙げることも自ら発言することもほとんどない。A教諭は、B児童がまだクラスの雰囲気慣れていないだけで、時間が経つと元の活発な明るいこどもに戻るだろうと考えていた。

教室では、相変わらず落ち着かないこどもたちの様子が続く中で、毎日のように運動会の練習が続いた。開・閉会式練習、徒走や「ダンシング玉入れ」の整列と、みんな揃って集団行動を取る場面が多くなった。幼稚園では運動が得意だったというB児童も、みんなに交じって練習には参加しているものの、その表情から運動会を楽しみにしている様子は窺えなかった。A教諭が「大丈夫、元気ある。」と尋ねると、B児童は頷くだけだった。

課題 24

日々の忙しさに紛れて、気になるこどもの様子を連絡帳に書いて知らせる余裕もなくなったA教諭

は、学級だよりで子どもたちが運動会に向けて頑張っていることを伝えるだけで精一杯だった。ずっとB児童の様子が気になっていたが、特に家庭からの連絡もないまま運動会の日を迎えた。

運動会の朝、突然C保護者から学校に電話連絡があった。朝からB児童の体調が悪いということである。折り返し電話をしたA教諭は、「無理をしないでください。体調がよくなったら途中からでも参加してください。」と伝えた。C保護者からは、「親も初めての運動会で楽しみにしていましたが、仕方ありません。」との返事だった。結局、B児童の体調は戻らず運動会には参加できなかった。

運動会後の欠席状況

残念ながら運動会を欠席したB児童のことが気になっていたA教諭は、運動会翌日の振替休業日に家庭訪問をした。B児童は、玄関で顔を見せてくれたが、まだ体調が悪い様子だった。C保護者からは、「玉入れだけでも参加できるかと思い、無理にでも連れて行こうとしましたが本人が動きませんでした。」「幼稚園の運動会では大活躍だった子が、この1か月運動会のことをしゃべらなかったことが気になってはいました。」という話だった。

課題 25

運動会の後、体調がもどったというB児童は無事に登校できた。教室では、国語で運動会のことを振り返って作文に書いたり、図工で運動会の絵を描いたりする活動が続いた。そのため、B児童は運動会と関係ない別メニューの学習を進めることになった。B児童のことが気になっていたA担任だったが、翌日も翌々日も登校できたため、特に学校での様子についての家庭連絡もせず、そのまま2週間が過ぎた。その間も、B児童の様子に特段の変化は見られなかった。

しかし、6月の梅雨の真っ只中、突然B児童の登校しぶりが始まった。登校しても体調が悪くなって保健室で過ごしたり、給食前には早退して家庭で過ごすことが多くなった。

課題 26

課題 29

担任としてできること

A教諭は、入学以来の学級全体の様子やB児童とのかかわりの状況から、何となく運動会の日欠席も何か理由があるのではないかと感じていた。

そして、朝から登校していない日は電話で様子を聞いたり、放課後に家庭訪問をしたりして丁寧にかかわり続けた。B児童の突然の変化にC保護者も困った状況で、「先生、こんなことは初めてです。どうしたらいいんですか。」と悩みを相談してこられた。

課題 26

課題 29

A教諭は、「入学してから落ち着かないこどもたちのへのかかわり方が悪かったからではないか…。」「B児童に対して気になっていたことを、もっと早く周りに相談すべきだった。」と反省した。次第に教

師としての自信も無くしていった。管理職からの勧めもあり、教育委員会の「学校問題対応相談」を利用してカウンセリングを受けてみることにした。

また、この時期は学校での健康診断の時期である。B児童の受診について、C保護者に連絡すると、「その日に登校できるかわからない。」「健康診断は受けさせたいが、登校できなかったらどうすればいいのか。」と質問された。A教諭は、養護教諭にそのことを伝えた。「学校で受診できない場合は、後日学校医を回ってもらうことになる。できるだけその日に登校できるように連絡してください。」とのことであった。

課題 30

保護者からの情報

7月、夏休みを前にB児童は連続して欠席する日が続いた。ある日、C保護者から連絡があった。「子どもが学校は大嫌いだと言い始めた。」「時間はかかったが、泣きながらいろいろしゃべってくれた。」ということであった。

B児童は、「幼稚園の方がよかった。」「仲良しの友達がいらない。」「運動会練習が嫌だった。」「自分よりかけっこが速い人がいて楽しくない。」「担任の先生は優しいが、何を言っているかわからない。」「隣のクラスの先生は、みんなと一緒にちゃんと言おう。」「先生に話を聞いてほしい。」「もっと自分のやりたいことをさせてほしい。」「学校に行きたくない。小学校は大嫌いだ。」と、一つ一つ話し出したそうである。

課題 25

母親であるC保護者はショックを受けたものの、担任のA教諭へ今の思いを伝えたくて電話したそうである。B児童の登校しづりが始まった6月頃に比べると、その話す声は冷静で、今は子どもの前でも慌てずに対応しているということだった。さらに、夏休みを前に「登校を無理強いせず、家庭を安心できる場所にするのを心がけることにした。」ということであった。これは、以前に幼稚園の保護者会で「家庭でのこどもへの接し方」という講演を聞いた時の講師からのアドバイスだったそうである。C保護者の対応に感銘を受けたA教諭は、先日の「学校問題対応相談」時のカウンセラーからの同様のアドバイスを思い出しながら、今後も保護者と連携しながら担任としてできることを模索しながら取り組んでいくことにした。

課題 31

不登校の状況が続く

A教諭は、母親であるC保護者の協力を得ながらB児童とオンラインでつながることを提案した。それは、1学期に初めてタブレットを配った時、B児童がとても喜んで操作していた様子を思い出したからである。そこで、夏休み中にオンラインでの学習支援についても相談したところ、「やってみたい。」と

いう返事であった。

また、夏休み中に学校の運動場で校区の夏祭りが開かれた。B児童が「夏祭りには行きたい。」と言っていると連絡を受けていたA教諭は、久しぶりに学校の運動場でB児童と会うことができた。しかしB児童の表情は硬く、A教諭とは少しだけ直接話すこともできたが、同じクラスの1年生を見かけるとさっと避けて通る場面もあった。母親であるC保護者の話では、同じクラスの人とは遇いたくないが、幼稚園の時仲良しだった友達とは、近くの公園で普通に遊んでいるということであった。

その様子を聞いたA教諭は、同じクラスのこどもたちとの関係ができていないB児童に対して何ができるか、模索する日々であった。

行事には参加したい

2学期、B児童の欠席総日数は30日を超え、不登校の状態が続いている。今は、国語と算数のみオンライン授業配信のみのつながりだけである。一方、1年生は秋の見学旅行で動植物園に行く予定があり、生き物が大好きなB児童もその参加を楽しみにしているそうである。さらに、市外であるが、「こども自然体験パーク」という施設があることを知ったA教諭は、B児童に紹介してみようと思い立った。早速、A教諭はC保護者に施設のことを紹介した。すると、「そんな施設だったら、家のこどもは喜ぶと思います。場所はどのあたりですか。でもお金がかかりますよね…。」とつぶやかれた。A教諭は、「学校外の施設に行く場合の補助制度については、校長先生にも聞いてみますね。」と答えた。

課題 34

【事例5】「複数の原因が絡み合って不登校となった生徒への対応」

夏休みの宿題と居残り

A中学校では、夏休みの宿題が終わっていない生徒は、放課後各教室に残って終了までやってしまうことが慣例となっている。「家では勉強しないので、宿題を出してほしい。」「是非、学校でやらせてほしい。」と思う保護者からは、とても評判のいいA中学校の伝統である。

1年生のあるクラスでも、担任であるB教諭が、つきっきりで宿題を終わらせるよう指導していた。B教諭は、いわゆる熱い先生で、「さあ、今日で居残りも3日目だ。みんな、そろそろ終わらせるぞ。」と、宿題を最後まで終わらせることを使命に感じていて、いつも遅くまで生徒に付き合っていた。

C生徒は、頑張って終わらせたいと思うものの、なかなか宿題が終わらなかった。B教諭が、「友達のD生徒は昨日で終わらせてしまって、今、部活動に行っているぞ。早く終わらせるぞ。」とはっぱをかけるも、その日も頑張ったが、宿題は終わらず下校をした。

C生徒が帰宅後、E保護者に今日も宿題が終わらなかったことを話した。するとE保護者は、「まだ終わらんと。本当にちゃんとしよとね。B先生もたいへんたい。あなたたちに付き合わんといかんけん。でも、B先生は最後まで面倒を見てくれてありがたいよね。よか先生たい。感謝せんと。明日は終わらせなさいよ。」と、C生徒の思いをきちんと聞かず答えた。C生徒は、「一生懸命頑張ったのに。」と心で思いながらも、だまって自分の部屋に入ってしまった。

登校しぶり

翌日、C生徒は朝から頭痛があり、布団から出ることができず、学校を休みたいとE保護者に訴えた。E保護者は、「それくらいがまんして行きなっせ。」と言ったが、C生徒が、再度強く訴えたのでしぶしぶ学校に休みの連絡を入れた。

電話を受けたB教諭は、「そうですか。わかりました。C生徒はまだ夏休みの宿題が終わっていないので、明日登校したらまた頑張らせますね。お大事に。」といった。E保護者は、「先生、ありがとうございます。先生が面倒見てくれてありがたいです。最後までビシビシよろしくお願いします。」といって電話を終えた。

翌日、C生徒は頭痛のため十分な睡眠が取れず、まだ体調はすぐれなかったが、E保護者から「今日は登校するように。」と言われたこともあり、時間ギリギリに登校した。登校してきたC生徒を見たB教諭は、「よし、今日は登校してきたな。昨日は居残りが嫌で休んだんじゃないのか。E保護者からもビシビシさせるように言われたので、今日も一緒に放課後頑張るぞ。覚悟しとけよ。」と、少し茶化すような

雰囲気と言った。それを聞いた周りの生徒からは笑いがおこり、C生徒は気持ちが落ち込んでいった。

放課後、教室で居残りをしていると、同じバスケット部のD生徒が、部活動の途中で忘れ物を取りに教室に入って来た。D生徒は、「おう、まだ残ってるのか。さては、今日は「外練の日」だからさぼろうと思ってるな。まあ、早く終わらせて部活に来いよな。じゃ、待ってるぞ。」と言うと、帽子をとって部活動に戻っていった。

バスケットが大好きなC生徒だったが、なにげないD生徒の一言から、ひょっとしたら部員みんなから今のD生徒のように思われているのではないかと心配になっていった。あせったC生徒は「先生、宿題は家で終わらせてくるので、部活に行ってもいいですか。」と、B教諭に訴えた。

しかし、B教諭は「何を言っているんだ。夏休みの宿題を終わらせるまで部活に行けないのは、この学校のいい伝統だ。知っているだろう。他にも部活に行かず、残って宿題をやっている生徒がいるじゃないか。特別扱いはできない。部活に行きたければ、早く宿題を終わらせればいいんだ。D生徒の期待に応えるためにも、早く終わって部活に行けよ。」と言って、その後も引き続き指導をした。結局、C生徒はその日も夏休みの宿題を終えることができなかった。

そもそも、宿題を解こうとしても理解ができておらず、解くことができない問題が多かった。特に数学は中学校になってから、小学校の算数とは違い格段に難しくなっており、授業についていけなかった。また、英語も小学校の頃から苦手で、アルファベットを覚えるのにも苦労していたのだった。

下校時間になってB教諭は、「あと3人だな。他のみんなも頑張ってるんだ。だから君たち3人も絶対できる。最後までやり遂げるぞ。明日も頑張ろう。」と励ましの言葉をかけた。C生徒は、「明日もあるのか。」と憂鬱な気持ちで下校した。家に帰ったC生徒は、今日のことをE保護者に話しても、どうせB教諭の肩を持ってまともに聞いてもらえないと思い、帰宅後は話もせず自分の部屋にこもってしまった。C生徒は、その日は勉強で疲れたことを理由に夕食も取らずそのまま寝てしまった。

不登校の始まり

翌朝目覚めたC生徒は、再び頭痛で起き上がることができなかった。E保護者に訴えると、E保護者は「嘘つくんじゃない。学校に行って宿題をしたくないだけでしょ。そんなのは許しませんよ。行きなさい。」と強く言った。

C生徒は学校のルール、先生や友達、保護者の何気ない言葉、頑張っても進まない勉強などさまざまなものに押しつぶされそうになっていた。

そして、C生徒は「したくないんじゃない。したくても勉強が分からないんだ。先生の言う、全員してるからしなければならない、という理由もわからない。部活やクラスみんなからは、さぼってるって

思われているかもしれない。もう学校に行きたくないんだ。お母さんも先生の肩ばかり持って僕の言うこと聞いてくれない。学校も家もういやだ。」と叫んで、部屋にこもってしまった。放課後、B教諭が家庭訪問をして登校を促そうとしたが、C生徒は部屋から出てこず、その日以来学校に登校しなくなった。

その間、C生徒は勉強もせず、部屋にずっと閉じこもり、無気力にオンラインゲームばかりしていた。オンラインゲーム上では友達ともつながり、なんとなく居場所を確保し、学校の様子も少しは耳に入ってきていた。

不登校の長期化と学校の対応

C生徒が登校しなくなってから、1か月が過ぎた。その間、B教諭は毎朝C生徒の家に電話をした。E保護者とは話をすることができ、家庭での様子を聞くことはできたが、C生徒に対してどのように接すればよいかわからない様子だった。週末には、学級通信などを持って家庭訪問をしたが、C生徒は部屋から出て来なかった。

課題 33

A中学校の「校内登校支援委員会」でも、C生徒のことが話題になっていた。今回、C生徒は何が原因で登校ができなくなったのか、今後どのような対応をすればよいのかについて協議した。

原因としては、「学校のいい伝統だから、保護者から期待されていたからといって、すべての生徒を無理やり最後まで一律に残す必要があったのか。」「居残りをしている生徒は、宿題をさぼっているという認識でみんな(先生・生徒・保護者)がいたのではないか。」「周りと比較して、生徒を追い詰めていたのではないか。」「宿題指導を通して、一人一人に本当に寄り添っていたのか。宿題を終わらせることが目的になっていなかったか。」という意見が出てきた。

その後A中学校はE保護者に対して、不安を取り除くためにSCとの面談をしてみるとよいのではないか、C生徒への家庭内での接し方等についても、SSWの助言を仰ぐとよいのではないかという2つの提案をした。

課題 31

E保護者はその提案に興味を示し、さっそくSCとの面談日を決定し、SSWの派遣申請にも同意された。派遣申請の手続きをしたことで、SSWが家庭に入ることができ、B教諭はSCとSSWからの情報で家庭の困り感を知ることができた。

SCからの話では、E保護者はどうしてC生徒が不登校になったかわからず、当初はとにかく学校に行くように言い続けたとのことだった。しかし、登校する様子は見られず、徐々にどう接してよいかわからなくなり、E保護者自身がパニックになってしまった。その後は、これまでのかわり方を振り返り、少しでも一緒にいて寄り添いたいという思いから仕事を辞めたという

課題 30

ことだった。

また、SSWとの面談で、C生徒は「みんなで同じように活動することや、みんなと同じルールの中で一緒に生活することを強要されることに苦手意識があること。」「勉強も一斉授業だと分からずついていけないこと。」「わからなくても授業は進んでいき、個別にも対応してもらえず、自分一人取り残されてしまったこと。」「そのため時間をかけても宿題が進まず、周りからはさぼって頑張っていないと決めつけられたり、ばかにされたりしたことに傷ついた。」「何をしても自分はダメで、頑張っても認められること

課題 24

課題 26

課題 27

がない。」「何もやる気が起きなくなった。でもゲームは得意で、そこでは認められてうれしかった。だからゲームばかりしていた。」というようなことを訴えた。

B教諭は、そのことを「校内登校支援委員会」に伝え、さらに今後のことを協議した。学校ではC生徒に対し、自分のペースで登校、学習を進めていけばいいこと、登校できた場合には、みんなと一緒にではなく別室で自習をすることができることなど、校内にC生徒の居場所をつくる提案をした。E保護者は、C生徒と今後のことを相談し、3学期からその方向で登校を考えていくと返事をされた。

学校では、C生徒が登校しやすいように、通常教室が配置されていない階の会議室を準備し、C生徒が登校した時は、空き時間の教職員が対応するようにした。以後、不定期ではあるがC生徒は登校を続けることができた。

課題 28

保護者の願い

年度末、B教諭はC生徒とE保護者と三者教育相談を実施した。その席でE保護者から、次のような相談があった。

「こどものために、特別に会議室を準備していただいていることには感謝している。だが、そもそも勉強が苦手なC生徒なのに、いつも自習ばかりで学力が付いていないのではないかと感じている。学力不振も不登校の原因の1つだと考えている。何とか学力をつける方法はないか。」

課題 31

早速、B教諭は管理職にも相談した上で、学校としての対応について次のように考えていることをE保護者に伝えた。

「学校としては、今の教職員スタッフでは個別に授業をするなどの対応はできないのが現状である。しかし、各教科の担当者が与えた課題等をきちんと出してくれるなら、内容確認をして添削等でのやり取りをして頑張りを認めていきたい。」

「また、校外の施設だが、フリースクールや学習支援センター等に行けば出席扱いにすることもでき

るし、その他にも学びを深める場所もあるので、そんなところを活用するのもよいのではないか。」

E保護者は、B教諭からの話を聞いた後、

「フリースクールやその他の施設も考えたが、**現在私自身がまだ仕事に復帰できておらず、今の我が家の経済状況では通学費等を払うことも難しい。また、フリースクールでの学習については、学校での評価に反映してもらえないと聞いたことがある。仮に、通えて学力がついたとしても、そこでの学びが内申書に反映しなければ高校進学に影響が出るのではないかと心配している。」**

課題 34

課題 35

課題 36

「先日のニュースで、他県では不登校のこどもたちが通える学校ができたというのを見た。『**学びの多様化学校**』と紹介されていた。文部科学省の認可を受けた特別な**学校**のようだった。国が進めているそうなので、熊本市で何か対応していただくことはできないのか。」

課題 32

と話された。

最終答申に向けての問題点の整理について

中間答申の実現可能性等について8月、10月に実施するグループ協議を通じて議論し、最終答申に向けて問題点の整理を行う。

1 グループ協議の出席者

- ・協議参加委員：指定された期日に参加する委員4名
- ・協議参加職員：議題提案課、関係各課及び関係職員等
- ・進行：事務局（教育改革推進課）

2 グループ協議の具体的な進め方（案）

（1）協議題の意見交換・ディスカッション

各課に募った議題について各課から委員に対して質問を行い、委員から回答や助言を行う（意見交換・ディスカッションを実施）。

（2）協議題以外の意見交換・ディスカッション

2の（1）の意見交換終了後、委員からグループ協議参加の課が担当している中間答申の項目について、答申内容の実現可能性等について意見交換・ディスカッションを行う。

2の（1）と（2）を行うことで最終答申に向けての整理を行い、11月11日の第9回教育行政審議会において発表、まとめをし、最終答申として整えていく。

3 最終答申に向けての整理の視点

- （1）第8回教育行政審議会で協議した不登校対応についての内容を最終答申に盛り込む。
- （2）15ページある中間答申を10ページ程度にブラッシュアップしていくイメージで中間答申の内容をいかせる・残せる、又は削除したほうがよいものなどをグループ協議で見極め、最終答申に反映していく。

グループ協議及び第9・10回教育行政審議会の開催について

1 グループ協議日、班組み合わせ一覧(班組み合わせ変更後)

			変更後				
グループ協議日	班	時間帯	班組み合わせ	グループ協議題	中間答申記載箇所【進捗管理シート頁】	協議題提案課	関係課
8/19 (月)	①	10:00-12:00	南部委員 藤田委員 村田(晃)委員 上田委員	複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チームについて	別冊【参考資料2】 (2)-① 進捗管理シート、P19,20	健康教育課	・指導課 ・総合支援課 ・人権教育指導室 ・教育センター
	②	13:30-15:30	南部委員 村田(槇)委員 白石委員 森 委員	教職員が自らの問題行動に向き合える研修について	別冊【参考資料2】 (1)-(ウ)-② 進捗管理シート、P18	教育政策課	・教職員課 ・教育センター
8/23 (金)	③	10:00-12:00	坪田委員 出川委員 西村委員 平生委員	教育委員会内の相談窓口の一元化について	別冊【参考資料2】 (1)-(ア)-① 進捗管理シート、P12	教育政策課	・教職員課 ・総合支援課
	④	13:30-15:30	坪田委員 富永委員 比江島委員 森 委員	教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制について	別冊【参考資料2】 (4)-⑤ 進捗管理シート、P28	総合支援課	・地域教育推進課 ・指導課
10/7 (月)	⑤	10:00-12:00	末富委員 比江島委員 西村委員 白石委員	効果的な人権教育研修の実施について	別冊【参考資料2】 (2)-⑤ 進捗管理シート、P24	人権教育指導室	・総合支援課 ・教育センター
	⑥	13:30-15:30	末富委員 村田(晃)委員 村田(槇)委員 上田委員	問題を起こした教職員の担任変更等の基準について	別冊【参考資料2】 (1)-(ア)-⑤ 進捗管理シート、P16	教職員課	教育センター
10/21 (月)	⑦	10:00-12:00	青木委員 中西委員 藤田委員 出川委員	外部専門家による学校への助言と評価について	別冊【参考資料2】 (4)-④ 進捗管理シート、P27	地域教育推進課	総合支援課
	⑧	13:30-15:30	青木委員 中西委員 富永委員 平生委員	音声記録等による客観性の担保について	別冊【参考資料2】 (1)-(ア)-③ 進捗管理シート、P14	教職員課	・教育政策課 ・学務支援課

※ 下線は第7回教育行政審議会(6/4開催)の資料から期日変更があった委員
各回会場:SPring 熊本花畑町ビル 7階会議室【住所:熊本市中央区花畑町9-6(熊本市役所横の建物)】

2 グループ協議の議題、進め方等について(第7回教育行政審議会での説明内容の再掲)

	概要	詳細内容
①	議題について	教育委員会事務局各課が提案したグループ協議題
②	協議参加の委員	委員を4人1組に分け、4グループで班を構成
③	協議参加の職員	議題提案課、関係各課及び関係職員等
④	グループ協議の進め方	各課に募った議題について各課から委員に対して質問を行い、委員から回答や助言をもらう(意見交換・ディスカッションを実施)

3 その他(第9回、第10回教育行政審議会について)※下線部の開催時間・会場を追記

開催回	会議形式	開催時期等	審議テーマ
第9回	全体会	11/11(月) 9:30-12:30 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室	・グループ協議の発表、まとめ ・最終答申意見交換(1回目)
第10回	全体会	1/27(月) 9:30-12:30 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室	最終答申意見交換(2回目)

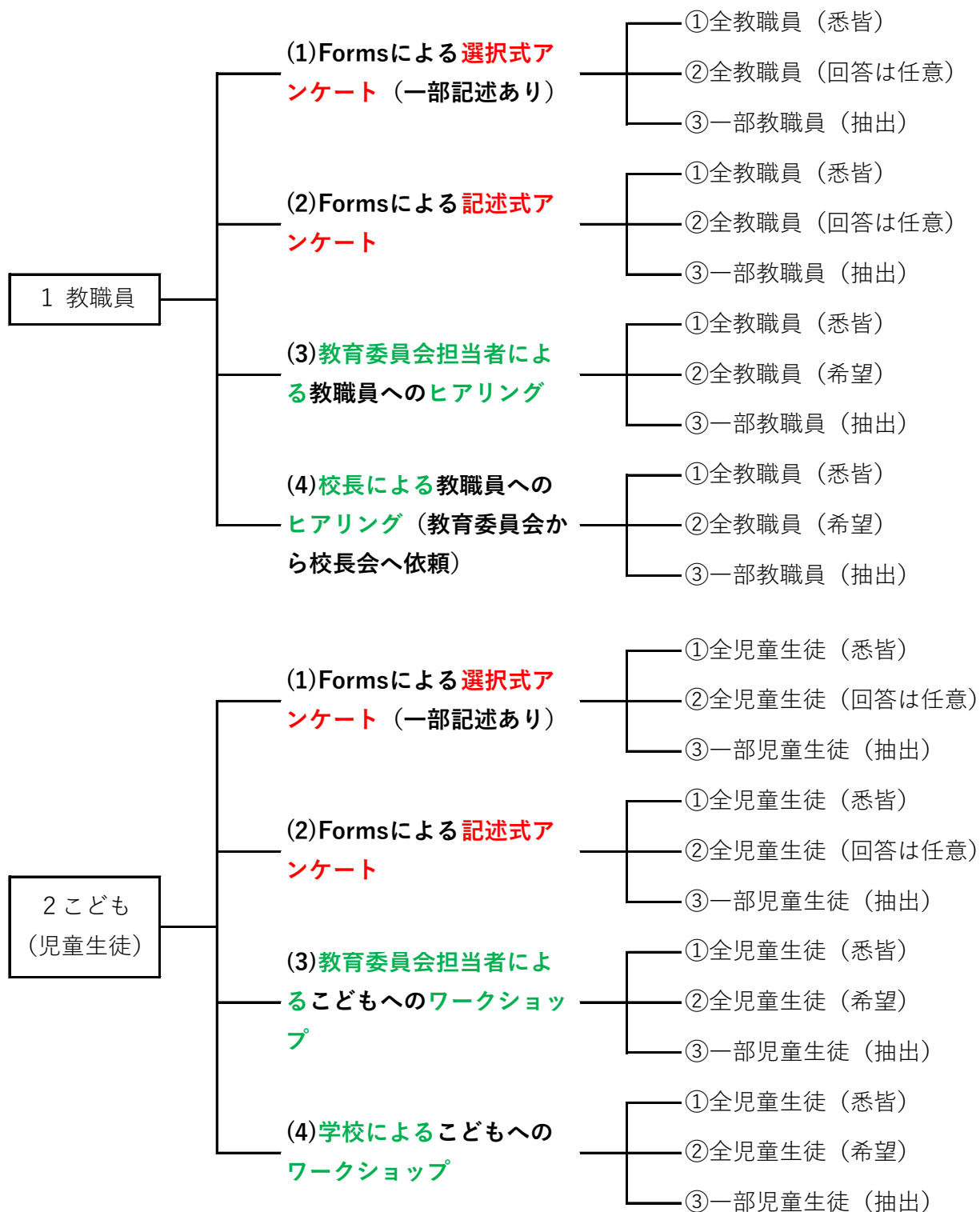
教職員・こどもへの意見聴取の方法（案）

1 意見聴取対象

(1) 教職員：幼小中高の教職員（特別支援学校含む）

(2) こども：小学校高学年児童～中・高校生徒

2 意見聴取の方法



教職員・子どもへの意見聴取の方法（案）

1 教職員：幼小中高の教職員（特別支援学校含む）

（１）Forms による選択式アンケート（一部記述あり）

対象	メリット	デメリット
①全教職員 （悉皆）	・すべての教職員の意見を聞くことができる	・アンケート調査が多く、教職員の負担になっている
②全教職員 （回答は任意）	・多くの教職員の意見を聞くことができる	・回答率によっては、一部の教職員の意見になってしまう可能性がある
③一部教職員 （抽出）	・モニターに選ぶ校数（規模数）を調整することで、必要な数の意見を聞くことができる	・モニターに選ばれた学校の教職員のみ負担が偏る

（２）Forms による記述式アンケート

対象	メリット	デメリット
①全教職員 （悉皆）	・すべての教職員の意見を聞くことができる ・記述式なのでより詳しい意見を聞くことができる	・最も教職員の負担になる
②全教職員 （回答は任意）	・〇×形式ではないので、より詳しい意見を聞くことができる	・選択式調査より回答率が下がると考えられる ・賛成の意見が聴取しにくい可能性がある
③一部教職員 （抽出）	・モニターに選ぶ校数（規模数）を調整することで、必要な数の意見を聞くことができる	・モニターに選ばれた学校の教職員のみ負担が偏る

（３）教育委員会担当者による教職員へのヒアリング

対象	メリット	デメリット
①全教職員 （悉皆）	・すべての教職員の意見を聞くことができる ・直接対話をするので最も詳しい意見を聞くことができる	・かなり教職員の負担となる ・時間がかかる
②全教職員 （希望）	・希望をしてヒアリングに臨まれるので、積極的な意見聴取につながる	・賛成や反対に意見が偏る可能性がある ・一部の教職員の意見になってしまう
③一部教職員 （抽出）	・役職や年齢層などに配慮して抽出できるので、より幅広い意見聴取につながる	・一部の教職員の意見になってしまう ・積極的な聴取につながらない可能性がある

(4) 校長による教職員へのヒアリング（教育委員会から校長会へ依頼）

対象	メリット	デメリット
①全教職員 （悉皆）	・すべての教職員の意見を聞くことができる ・校長からのヒアリングなので本音の意見を聞くことができる ・中間答申の周知にもつながる	・かなり教職員の負担になる ・校長の負担が大きく、学校の運営への影響も考えられる
②全教職員 （希望）	・希望をしてヒアリングに臨まれるので、積極的な意見聴取につながる ・校長からのヒアリングなので本音の意見を聞くことができる	・賛成や反対に意見が偏る可能性がある ・一部の教職員の意見になってしまう
③一部教職員 （抽出）	・役職や年齢層などに配慮して抽出できるので、より幅広い意見聴取につながる ・校長からのヒアリングなので本音の意見を聞くことができる	・モニターに選ばれた学校の教職員のみ負担が偏る

2 こども：小学校高学年～高校生まで

(1) Forms による選択式アンケート（一部記述あり）

対象	メリット	デメリット
①全児童生徒 (悉皆)	・すべてのこどもの意見を聞くことができる	・アンケート調査が多く、こどもの負担になっている
②全児童生徒 (回答は任意)	・多くのこどもの意見を聞くことができる	・回答率によっては、一部のこどもの意見になってしまう可能性がある
③一部児童生徒 (抽出)	・モニターに選ぶ校数（規模数）を調整することで、必要な数の意見を聞くことができる	・モニターに選ばれた学校のこどものみに負担が偏る

(2) Forms による記述式アンケート

対象	メリット	デメリット
①全児童生徒 (悉皆)	・すべてのこどもの意見を聞くことができる ・記述式なのでより詳しい意見を聞くことができる	・記述力が十分ではないこどもの意見集約が難しい ・十分に理解をさせたうえで回答させるのが難しい
②全児童生徒 (回答は任意)	・○×形式ではないので、より詳しい意見を聞くことができる	・選択式調査より回答率が下がると考えられる
③一部児童生徒 (抽出)	・モニターに選ぶ校数（規模数）を調整することで、必要な数の意見を聞くことができる	・モニターに選ばれた学校のこどものみに負担が偏る

(3) 教育委員会担当によるこどもへのワークショップ

対象	メリット	デメリット
①全児童生徒 (悉皆)	・すべてのこどもの意見を聞くことができる ・直接対話するので最も詳しい意見を聞くことができる	・時間割のやりくりなど学校の負担となる。 ・時間がかかる
②全児童生徒 (希望)	・希望をしてワークショップに臨むので、積極的な意見聴取につながる	・希望をする学校が少ない可能性がある ・一部のこどもの意見になってしまう
③一部児童生徒 (抽出)	・学校規模などに配慮して抽出できるので、より幅広い意見聴取につながる	・一部のこどもの意見になってしまう ・積極的な聴取につながらない可能性がある ・抽出した学校の負担が大きくなる

(4) 学校によるこどもへのワークショップ

対象	メリット	デメリット
①全児童生徒 (悉皆)	・すべてのこどもの意見を聞くことができる	・時間割のやりくりなど学校の負担となる。 ・教職員の負担も大きくなる
②全児童生徒 (希望)	・希望をしてワークショップに臨むので、積極的な意見聴取につながる	・希望をする学校が少ない可能性がある ・一部のこどもの意見になってしまう
③一部児童生徒 (抽出)	・学校規模などに配慮して抽出できるので、より幅広い意見聴取につながる	・積極的な聴取につながらない可能性がある ・抽出した学校・教職員の負担が大きくなる

【教職員向け】

熊本市教育行政審議会「中間答申」に対する意見聴取について

①教育委員会内の相談窓口の一元化

体罰・暴言等、いじめ、自殺等に関わる事案における相談窓口を教育委員会内で一元化し、学校問題に効果的に対応できる組織や報告体制を再構築した方がよいと思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

②音声記録等による客観性の担保

教育委員会は、電話対応や教育相談等の際に、日常的に録音機器で音声を記録する環境を全校一律に整備する必要があると思いますか。(※メリット、デメリットの具体例があれば書いてください。)

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

※メリットの具体例 ()

※デメリットの具体例 ()

③問題を起こした教職員の担任変更等の基準

教育委員会は、教職員の担任変更等を行う場合の基準について、これまでの事例を集めて整理した上で検討する必要があると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

④教職員が自らの問題行動に向き合える研修

問題を起こした教職員が、自らの問題行動と向き合い、問題行動の要因を客観的に分析し、なぜ問題が起きたのかという背景を考え、認識を改め、二度と同じ問題を起こさないようにするには、研修やカウンセリングの充実が必要であると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑤保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備

教職員の不適切指導や、児童生徒の課題に適切に対応するためには、保護者にも適切な情報を提供し共有する機会を設け、保護者と共にこどもの最善の利益をめざす協力体制をつくる必要がありますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑥複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム

学校は、複数教職員による指導・支援体制の充実を図るため、児童生徒が複数の教職員と触れ合うことができる機会をつくり、担任以外の教職員にも気軽に相談できる体制を、より充実させる必要があると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑦児童生徒の権利を守るためのルール共有

教育委員会が、児童生徒間のいじめや暴力行為及び教師による体罰・暴言等に対応するルールを作成し、学校が入学時等に保護者や児童生徒に説明して共有することは、児童生徒の権利を徹底して守るための仕組みとして必要であると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑧学校以外の機関による保護者対応

学校が児童生徒の教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐために、保護者対応に過剰な対応をしない仕組みを整備することも検討すべきだと思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑨外部専門家による学校への助言と評価

教育委員会は、学校が問題を抱え込み、孤立して問題解決にあたることのないよう、外から学校を支援できる仕組みをつくる必要があると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑩教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制

学校は、児童生徒や保護者に対し、教育支援センター「フレンドリー」やフリースクール等の学校以外の学びの場の選択肢があることを説明することによって、学校では学びにくい児童生徒の学ぶ権利を保障し、育ちの場の選択肢となり得ることが期待できると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

【こども（中高生）向け】

熊本市教育行政審議会「中間答申」に対する意見聴取について

① 教育委員会内の相談窓口の一元化

先生や友達など学校のことで困ったり悩んだりした時に、まず相談できるところをどこにつくったらいいと思いますか。また、相談の方法は、面接、電話、SNSなど、どんな方法がいいと思いますか。

《相談できる場所》（ ）

《相談する方法》（ ）面接（ ）電話（ ）SNS（ ）その他→（ ）

② 音声記録等による客観性の担保

先生方に相談する時、話の内容を録音されることについてどう思いますか。

（ ）よいと思う （ ）少しよいと思う （ ）少しよいと思わない （ ）よいと思わない

（理由）

③ スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・処遇改善と支援体制の充実

学校にスクールカウンセラー（SC）の先生が毎日いたら、安心して相談できると思いますか。

（ ）そう思う （ ）少しそう思う （ ）少しそう思わない （ ）そう思わない

（理由）

④ 学校における体制整備

担任の先生が一人ではなく、複数の先生方が交代で担任をする「チーム担任制」になると、先生方に気軽に相談できるようになると思いますか。

（ ）そう思う （ ）少しそう思う （ ）少しそう思わない （ ）そう思わない

（理由）

⑤ 児童生徒の権利を守るためのルール共有

いじめや暴力行為、先生からの体罰・暴言等に対応するルールをこどもたちに知らせるためには、どんな方法があると思いますか。

（方法）

⑥ 効果的な人権教育研修の実施

学校の中で「人権」について考える機会として、どんな取組が効果的だと思いますか。

（取組の例）

⑦ 教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制

熊本市には、教育支援センター（フレンドリー）やフリースクール等の学校以外の学びの場があることを知っていますか。

（ ）知っている （ ）少し知っている （ ）知らない

【こども（小学校高学年）向け】

熊本市教育行政審議会「中間答申」に対する意見聴取について

①教育委員会内の相談窓口の一元化

先生や友達など学校のことで困ったり悩んだりした時に、どうしたいですか。

() 先生に相談する () 親に相談する () 友達に相談する

() その他 (

②音声記録等による客観性の担保

先生方に相談する時、話の内容を録音されることについてどう思いますか。

() よい思う () 少しよい思う () 少しよいと思わない () よいと思わない

(理由)

③スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置増・処遇改善と支援体制の充実

学校にカウンセラーや「心のサポート相談員」の先生が毎日いてくれたら、いつでも安心して相談できると思いますか。

() そう思う () 少しそう思う () 少しそう思わない () そう思わない

(理由)

④学校における体制整備

担任の先生一人ではなく、同じ学年の先生方が交代で担任になると今までより気軽に相談できるようになると思いますか。

☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ 少しそう思わない ☐ そう思わない

(理由)

⑤児童生徒の権利を守るためのルールの共有

他の子からのいじめや暴力、先生からの体罰・暴言が起きた時にどうすればよいか、そのルールをこどもたちに知らせるためには、どんな方法があると思いますか。

(方法)

⑥効果的な人権教育研修の実施

学校の中で「人権」について考える機会として、どんな取組がよかったと思いますか。

() 授業 () 集会での話 () 図書資料 () その他→ ()

⑦教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制

熊本市には、教育支援センター（フレンドリー）やフリースクール等の学校以外の学びの場があることを知っていますか。

() 知っている () 少し知っている () 知らない